

事務連絡
平成21年 1月 7日

殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室長

医療観察法に基づく地域処遇体制の基盤構築について（情報提供）

標記について、本日付け本職通知により取り扱うこととしましたので、別添のとおり情報提供いたします。

写

事務連絡
平成21年1月7日

各 都道府県精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室長

医療観察法に基づく地域処遇体制の基盤構築について

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解並びにご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療観察法（以下、「法」という。）に基づく地域社会における処遇について、医療観察法（以下、「法」という。）に基づく地域社会における処遇のガイドライン（平成17年7月14日障精発0714003号）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき行われているところですが、法対象者に対する地域社会における処遇をより円滑に進めるためには、精神保健福祉に携わる地域関係者の協力の下に、ガイドラインに基づく地域処遇関係機関の基盤構築を図ることが重要であることから、障害者自立支援対策臨時特例交付金による事業（医療観察法地域処遇体制強化事業）を実施することとしており、当該事業については、下記のとおり取扱う予定ですので、必要な予算の確保等、格段のご配慮をお願いします。

また、これとあわせて、法対象者を受け入れる障害福祉施設等の確保を図る観点から、障害福祉サービス報酬改定による対応を行うこととしているところです。これらにより、法対象者を受け入れる障害福祉施設等の確保やガイドラインに基づく地域連携体制の充実を図られるよう、ご協力を御願いします。

記

1. 医療観察法地域処遇体制強化事業の事業内容の具体例

(1) 医療観察法地域処遇体制基盤構築事業

- 法対象者の障害福祉施設等における受入後の支援体制の確立
- ・地域処遇関係機関が行う家族や地域住民からの相談支援
 - ・地域処遇関係機関が行う訪問指導等の地域ケアの実施
 - ・処遇終了後の精神保健福祉サービス継続への調整・支援
 - ・コーディネータ配置による相談支援 等

(2) 障害福祉施設等入所時支援事業

- 法対象者の障害福祉施設等における受入支援
- ・当該家族及び入居法対象者等の居宅への訪問による相談援助
 - ・指定入院医療機関等との調整
 - ・障害福祉施設等における受け入れ計画の策定、人員確保
 - ・既受入施設の視察 等

2. 医療観察法地域処遇体制強化事業の補助単価等

(1) 補助単価

- ・医療観察法地域処遇体制基盤構築事業
1都道府県あたり3年間で22,400千円以内
- ・障害福祉施設等入所時支援事業
1都道府県あたり3年間で4,600千円以内

(2) 補助割合

定額(10/10)

報酬改定及び基金事業による対応(案)について

「障害福祉サービス報酬改定(平成21年4月)」

○医療観察法に基づく指定入院医療機関を退院した者等の円滑な社会復帰を支援する観点から、これら利用者に係る受入体制の整備及び関係機関との連携等について、新たに報酬上の評価を行う。

退院決定等

入院開始

障害福祉施設等への受入

報酬改定による対応
基と基に
る対応に
目がない地
域処遇

障害者自立支援対策臨時特例交付金(医療観察法地域処遇体制強化事業)

【医療観察法地域処遇体制基盤構築事業】

○法対象者の障害福祉施設等における受入後の支援体制の確立

「障害福祉施設等入所時
支援事業」

○法対象者の障害福祉施設等
における受入支援

障害福祉サービス
事業者

相談支援
地域ケア実施

保護観察所(居住地)
社会復帰調整官

都道府県
精神保健福祉センター・
保健所等

コーディネーターの配置

居住地の精神保健医療福祉
のネットワーク

事前調整

指定医療機関

市町村
【福祉事務所等】